

## 第5章 小型船舶の利用活性化

### 第1節 小型船舶の利用振興に向けた総合政策

#### (1) マリンレジャーの利用振興のための施策

##### ① 「海の駅」における活動の活性化

マリンレジャーの魅力を向上させていくためには、利用のための身近な拠点を整備することが必要である。誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として「海の駅」は、陸と海とをつなぐ接点としての機能に加え、マリンレジャーを体験するために必要な情報、施設、機材等を保有し、マリンレジャー振興の「核」となる存在であり、海事局として「海の駅」の設置を推進している。2000年に最初の「海の駅」が登録されて以降2018年3月末時点において、全国に161駅が登録されており、「海の駅」では、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、漁業体験等、地域の特性を活かした様々な取組が進められている。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取組の活性化、認知度の向上、防災・救難拠点としての活用など、地域と連携した活動が行われている。

##### ② マリンチック街道と海の駅プロジェクト

マリンレジャーや海の駅の更なる活性化に向け、2017年から「C to Seaプロジェクト」のひとつの取組として「マリンチック街道と海の駅プロジェクト」を開始した。「マリンチック街道」とは、プレジャーボートによるクルージングに加えて、海の駅等に寄港・上陸して近郊の観光地やグルメスポット等を巡るモデル観光ルートであり、旅行やグルメ愛好者等の幅広い層にマリンレジャーに関心を持っていただくことを目的としている。今年度事業では、マリン業界関係者や観光の専門家、ボートユーザー等で構成された有識者委員会を設置し、寄港地、海域、グルメ、陸上観光スポット等に関するルート整備基準を策定するとともに、今後のルート整備の参考となる5つのルートを作成した。

また、「マリンチック街道」の知名度向上のため、マリン事業者やボートユーザーが多数来場するジャパンインターナショナルボートショー2018において、「マリンチック街道」の公表イベントやパンフレットの配布を実施した。今後、独自のアイデアや地方の魅力的なスポットが盛り込まれたルートの一般募集を行い、前述の整備基準に適合するルートについては、C to Seaプロジェクトのウェブサイト「海ココ」等に掲載することにより、新たなマリン観光ルートとして提案することとしている。



マリンチック街道モデルルート  
パンフレット



女性やファミリーなど幅広い層  
にマリン観光の魅力を提案

##### ③ マリンレジャーの魅力の発信の強化

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、長期にわたりプレジャーボートの保有隻数は減少してきたが、近年は小型船舶操縦者免許新規取得者数が増加傾向など、マリンレジャーへの関心が徐々に盛り返している。このような状況の下、海事局では、海を身近に感じられる社会の実現を目指し、マリン関連18団体からなる「UMI協議会」と連携し、マリンレジャーの普及促進に努めている。2017年度においては、C to Seaプロジェクトの協賛企画である若者向け需要創出プロジェクト「海マジ！」(運営：(株)リクルートライフスタイル)の創設に協力を行った。「海マジ！」は、19,20歳を対象として、マリンレジャーの無料体験機会を提供することにより、海への親近感を深め、マリンレジャー愛好者の育成を図ることを目的としており、新たな需要喚起策として期待されている。また、子供にマリンレジャーの楽しさや海の学習を体験してもらいマリンレジャーへの関心を高めるため、自治体等が開催するイベントと連携し、水域での体験乗船会や陸域での水辺の安全啓発活動等を実施している。

2017年6月には、UMI協議会が主催する体験乗船イベント「マリンカーニバル2017」をゆめのしま海の駅と若洲ヨット訓練所の2会場で開催し、一般の方を対象に、マリンレジャー愛好者の拡大、定着を図ることを目的として、ミニボート、カヌー等の体験乗船会、マリンレジャーの安全啓発のためのワークショップ等などのイベントを実施し、マリンレジャーへの関心を高めるとともに舟艇の利用振興を図った。体験乗船会には延べ約700人が参加し、盛況となった。



マリナーニバル 2017  
キッズコーナー



マリナーニバル 2017  
体験乗船会

(2) 小型船舶の利用環境の整備のための施策

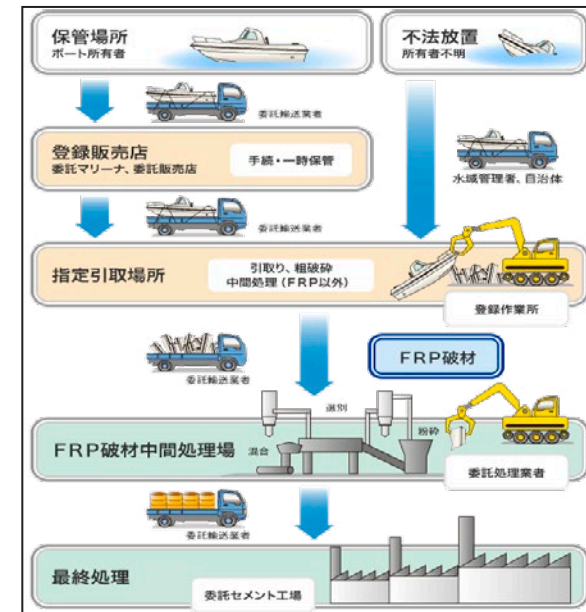
① プレジャーボートの放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化などの原因となっていることから、国土交通省及び水産庁は連携して1996年度より定期的に三水域（港湾、河川、漁港）における全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきた。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、プレジャーボートのおよそ半分が未だ放置艇となっており、更なる対策の推進が必要となっている。そのため、放置艇対策を更に加速し、実効的かつ抜本的な問題の解消を図るため、国交省及び水産庁は、水域の利用環境改善や地域振興を目的とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を2013年5月22日に公表し、地方自治体等とともに取り組んでいる。

プレジャーボートの主たる材質であるFRP（繊維強化プラスチック）は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかったことも、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈没船化を招く要因の一つとなっていた。

このような状況を踏まえ、海事局は、ユーザーによる適正処理を促進するため、廃船処理技術の確立と、処理ルートの構築に向けた取組を行った結果、(一社)日本マリン事業協会が主体となり、2008年度より「FRP 船リサイクルシステム」の運用が全国で開始された。なお、2016年からは地区毎による受付期間が撤廃され、全国において通年運用が開始された。

図表Ⅱ-5-1 FRP 船リサイクルのフロー図



出典：(一社)日本マリン事業協会

② ミニボートの安全対策

ミニボート（長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査及び免許が不要な船舶）は手軽に楽しめる船舶として急速に普及している。(2016年の機関出力1.5kW未満の船外機の国内向け出荷台数は約3,200台)。海事局では、2009年度よりミニボートの安全な利用を推進するため、有識者及びマリン関係者により構成される委員会を設置し、調査・分析を実施した。2011年度には、安全管理指針を策定し、ユーザー向け安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発DVDを作成した。以降、これらを活用した安全講習会の開催に対する支援、協力を通じ、ユーザーへの周知・啓発を図っている。

図表Ⅱ-5-2 ユーザー向け安全マニュアル例

【ユーザー向け安全マニュアル概要】

- ・ミニボートの海難
  - ・ミニボートの安全常識
  - ・乗船中の注意事項
  - ・落水時、転覆時の対処法
  - ・船外機に関する注意
  - ・関連情報入手先
  - ・管理型揚降場所リスト
  - ・技術基準適合標示について
  - ・海上・水上の交通ルール、マナー
- 掲載場所（国土交通省 HP）



<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>

【安全啓発 DVD】 掲載場所（YouTube）

<http://www.youtube.com/user/Syuteishitsu?feature=watch>

（3）小型船舶の遵守事項等の周知・啓発

プレジャーボートや水上オートバイ等の船長（小型船舶操縦者）に対して、小型船舶の安全で健全な利用の促進を図るために遵守事項（図表Ⅱ-5-3）が定められている。

図表Ⅱ-5-3 小型船舶操縦者の遵守事項

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用



- 見張りの実施
- 発航前の検査
- 事故時の人命救助



小型船舶による海難事故が依然として多く、遵守事項を守ることで未然に防止できる海難事故もあるため、マリンレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川等において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。

図表Ⅱ-5-4 遵守事項違反点数及び行政処分基準

■ 遵守事項違反点数			■ 行政処分基準				
違反の内容	点数	他人を死傷させた場合	過去1年以内の違反累積点数				
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点	3点	4点	5点	6点	
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点	無	(処分の対象外)	業務停止1月	業務停止2月	
			過去3年以内の処分前歴※	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月
				有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による懲戒免状に係る処分の前歴をいう。

遵守事項に違反した者に対し、違反点数を付与するとともに、全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習の受講通知を发出し、再発防止のための講習を義務付け、受講者には累積点数から2点を減ずることとしている（累積点数が5点に達した場合を除く。）（図表Ⅱ-5-4）。

なお、遵守事項違反点数の累積点数が処分基準に達した場合、行政処分が課せられる。

また、小型船舶の海難事故は、発航前検査を適正に行うことにより未然に防止できるものが多いため、チェックリスト（図表Ⅱ-5-5）を配布し、発航前検査の重要性を広く周知している。

図表Ⅱ-5-5 発航前検査チェックリスト

**発航前検査チェックリスト**

発航前検査は、船長の義務です。  
平成28年7月1日より、発航前の検査義務違反は行政処分の対象となりました。

**エンジン始動前の検査**

**船体の検査**

- ① 船体に亀裂や破口はないですか。
- ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。

**エンジンの検査**

- ③ 航海計画に充った燃料は十分にありますか。
- ④ 燃料コック（リルブ）は開いていますか。燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ⑥ 冷却水の量は十分ですか。
- ⑦ バッテリーの油量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。バッテリーの耐用年数は切れていませんか。

**救命設備等その他の検査**

- ⑧ ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨ 造船手帳の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。

**エンジン始動後の検査**

**エンジンの状態確認**

- ⑪ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計および電圧計は正常値を指していますか。
- ⑫ 冷却用の海水は適量どおりの量および勢いで排出されていますか。
- ⑬ エンジンから異常な音やにおいが出ていませんか。

© 2014 JMWRA

(4) ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用が有効である。そのため、平成15年より、水上オートバイの乗船者、12歳未満の小児、一人で漁ろうに従事する者をライフジャケット着用義務の対象としていたが、海中転落による死者・行方不明者をより一層減少させるため、2017年2月1日に船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、2018年2月1日から原則としてすべての小型船舶乗船者を着用義務の対象とした。

なお、改正内容の周知及びライフジャケットの着用率向上を図るため、関係省庁・団体と協力し、小型船舶の安全キャンペーン等の安全活動におけるポスター・リーフレットの配布、イベントにおける安全啓発を行っている。

(5) 小型船舶の登録制度と適正なトン数の確保に向けた取組

小型船舶を航行の用に供するためには、「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき小型船舶登録原簿に登録をしなければならないことになっている。また、登録事項である総トン数は、船舶の安全・環境をはじめ様々な法律の適用基準として用いられていることから、海事関係法令のコンプライアンスを確保するため、地方運輸局においては、特にヒトやモノの往来が活発化する夏期や年末年始に立入検査等を行うことにより、適正なトン数の確保に努めている。

(6) 小型船舶の検査制度の周知・啓蒙

プレジャーボートや小型漁船などの小型船舶の海難事故は、全海難事故の7割以上を占め、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶も散見され、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、これまでも所要の周知・啓蒙を行ってきたところであるが、本年も2017年4月24日から同年9月29日までの間、マリーナ、漁港等において、船舶検査制度や海難事故対策のポイントの周知・啓蒙を実施するとともに、海上保安部や警察署、日本小型船舶検査機構と連携して、地方運輸局等の職員が船舶検査の受検状況について確認し、適切に受検していない船舶に対して船舶検査を受けるよう指導している。